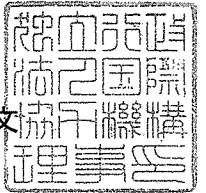




JICA (PC) 第 6-19001 号
平成 19 年 6 月 19 日

環境社会配慮審査会
村山 武彦 委員長殿

独立行政法人 国際協力機構
理事 黒木 雅文



環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名
諮問第 2 号
「フィリピン国カビテ州ローランドにおける総合的治水対策調査」
における環境社会配慮調査のスコーピング
2. 諮問事項
環境社会配慮調査のスコーピング案

以 上

平成 19 年 8 月 6 日

独立行政法人国際協力機構
理事 黒木 雅文 殿

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦

諮問第 2 号に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき、諮問第 2 号「フィリピン国カビテ州ローランドにおける総合的治水対策調査」における環境社会配慮調査のスコーピングについて、別紙のとおり答申いたします。

答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らいください。

以 上

(治水対策の考え方について)

1. 「非構造物対策」は「構造物対策」の補完とする考え方が示されている部分がある。「構造物対策」と「非構造物対策」が相互補完するという考え方で調査を行い、最適案を検討していくべきである。

なお、「構造物対策」と「非構造物対策」という区分のあり方について、現在示されている対策の中には防災調整池の義務化制度なども含まれていることから、対策メニューを河道・河川沿岸を中心とした対策と、流域全体での河川後背地における面的対策に区分することも考えられる。そして、防災調整池の建設案は河川後背地における面的対策の一つとして位置づけることも可能である。
2. 流域全体での諸対策を普及して、対象河川への排水負荷を軽減することを考慮する必要がある、流域対策ならびに河道対策を総合的に検討すべきである。
3. 洪水発生確率という考え方を使わず、ハードとソフトの両面から災害に対処する戦略で治水対策を検討することにしているが、その戦略のメリット・デメリットを明記すべきである。また、調査の実施に際しては、相手国の当事者がその戦略をそれぞれの必要とレベルに応じて理解することが必須であり、そのための方法についても示すべきである。
4. 「非構造物対策」の実施には、相手国関係機関の土地利用規制に関する権限の所在及び現地住民の積極的参加が不可欠の要素であり、「非構造物対策」の検討において、関係機関の権限及び能力向上、並びに洪水対策委員会をはじめとするステークホルダーの主体的な参画を促すための仕組み作りやそのために必要なファシリテーション技術の養成に留意することが望ましい。
5. 本調査で策定されたマスタープランが機能するためには、最終受益者とフィリピン政府が一丸となって地域の治水対策を実施していくことが重要である。マスタープランを踏まえて、フィリピン側が「構造物対策」、「非構造物対策」及び人材育成を含んだ体系的な管理・モニタリング計画を策定するように求めるべきである。

(代替案について)

6. 12の代替案は、Imus川の3代替案、San Juan川の4代替案、Canas川の3代替案、そして、内水対策の2代替案に分かれているが、これらの4つのグループは相互に独立していることを明記すべきである。
7. 本調査で想定される「構造物対策」に限界があり、相当程度の洪水氾濫・湛水を許容せざるをえないとの基本コンセプトは同意できる。しかしそれは本事業から生じる便益、負担に地域住民間で格差が生じることを意味している。代替案の検討に

際しては、便益、負担をできるだけ公平なものとするとの視点とステークホルダーとの協議が重要となることに留意すべきである。

また、洪水・湛水から免れられない地域については、その被害が最小となるような次善の対策を検討すべきである。

8. 代替案評価（優先事業の選択）の方針（評価項目、経済性の評価手法、ステークホルダーの意見の取入れ方、環境コストの評価手法等）を示すべきである。

また、マスタープラン調査の中で、それぞれの代替案についてコストを可能な範囲で提示すべきである。

9. 本調査地域における河川改修策として河道の拡幅が想定されているが、高堤防方式の場合は家屋移転・土地収用の面でより影響が少なくなると推測されるため、一部区間の高堤防方式の採用について、代替案に含めて検討すべきである。

10. 提示されている流出抑制構造物の中で、防災調整池の建設が最も実現性が高い案とされているが、雨水貯留方式の限界性及び有効性を含めて各案を検討し、その分析内容をより詳しく記述すべきである。

また、フィリピンにおける類似事業において防災調整池の義務化が導入された事例について言及することが望ましい。

11. 防潮堤等の海岸沿いの新規構造物が提案される場合は、漁業、マングローブ、生態系に及ぼす影響について調査し、調査結果を踏まえて適切な方策を提示すべきである。

また、フィッシュポンド、マングローブについては、安易に埋め立て・伐採が選択されないように検討が行われるべきである。

（影響項目、調査項目について）

12. スコーピングマトリクスに記載されている情報（影響の強度/範囲、生起確率及び期間）と影響項目の評価の関係が明確でないので、評価基準を明らかにすべきである。

13. 各代替案が住民に及ぼすプラスとマイナスの影響について分かりやすく記載すべきである。更に、様々な人間活動に対して、想定されるハード、ソフト対策が与えるであろう影響について調査することも盛り込むべきである。

14. 本事業に伴う便益の向上について考慮することが望ましい。例えば、河道拡幅方式において堤防に地域交通の利便性を向上させる生活道路整備の可能性や、遊水池における多目的利用（公園やスポーツ施設整備）など、地域住民の要望等を聞きな

がら、地域に便益のある計画を立案することを検討すべきである。

15. 以下の点について調査項目に加えるべきである。

- (1) フィリピン及び近隣国における類似事業の実施状況とそこから得られる教訓
- (2) 土地利用の決定に関する各自治体の権限（本事業では土地利用に係る対策が非構造対策として重要であるため）
- (3) 廃棄物収集の現状
- (4) 遊水池、放水路、洪水調整池等の管理体制のあり方
- (5) 計画実施後の環境モニタリング計画

(社会・経済データについて)

16. 人口増加予測が過大に評価されている恐れがあるため、人口予測の前提や出所を明示すべきである。

17. 農家や養魚業者の失業などの影響も懸念されていることから、農業や養魚業を中心に地域産業の現状について情報収集することが望ましい。

18. 洪水リスクの評価を行い、望ましい防災対策を提示するためには、対象地域の現在の土地利用及び所有形態を把握することが重要であり、そのための調査を実施すべきである。

(施設建設後の維持管理上の課題について)

19. 遊水池や排水路建設後の管理が十分行なわれない場合の諸問題（廃棄物投棄、悪臭、水質汚濁、非正規居住者問題、マラリアの発生など）について、可能な範囲で言及すべきである。

また、施設整備以降の対応策として、施設の維持管理に伴う計画、コミュニティ防災強化に関する計画、及び住民の学習や自主管理強化に関する計画等を作成することが望ましい。

20. 今後廃棄物投棄防止策を検討していく中で、住民の意識が改善された後にリバウンドしないための方策と、リバウンドしたかどうかの検証やその後の追跡方法を検討することが望ましい。

(ソフト面の強化について)

21. 本計画の目的が達せられるかどうかは組織・制度の整備、地域住民への啓蒙などのソフト面の強化が大きな鍵と考えられる。今後の調査において、「洪水対策委員会の設立支援」や「コミュニティ防災活動の促進」といったソフト面強化の活動を踏まえ、廃棄物不法投棄等のような懸念項目についてさらなる対策（回避策や緩和策）

を検討することが望ましい。

(ステークホルダー協議について)

22. ミーティング毎の目的、参加者の構成及び代表性、目的に応じた開催方法(範囲、手法など)、並びにミーティング参加者が得られるメリット及び責任について明確にすべきである。

また、プレゼンテーションの内容について、参加者の立場に立って参加者が知りたい(知らなくてはいけない)ことに絞り込んだ内容のプレゼンテーションを判りやすい表現で行うことを心がけるべきである。

以 上